

松江市原子力発電所環境安全対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 原子力発電所の保守運営に伴う周辺環境の安全対策の推進及び市民の安全と健康の確保並びに市民の意見を原子力安全行政に反映することを目的として、松江市原子力発電所環境安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 環境の安全性を確認するため、必要な資料の収集及び調査
- (2) 環境放射能等の調査結果の把握及びその周知方法の検討
- (3) その他協議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、50人以内の委員で組織し、会長及び副会長2人を置く。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 各種団体等の推薦を受けた者
- (3) 行政職員

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、公募した委員については再任することができない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係機関等の説明又は意見若しくは助言を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会の目的を達成するため、専門的事項の調査検討を行う。

3 専門部会は、協議会の委員若干名で組織する。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置き、会長が任命する。

2 幹事は、協議会の運営に必要な事務を行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、防災安全部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成２３年９月１日から施行する。

附 則

この告示は、平成３０年４月１８日から施行する。